

# 敬和学園大学学則

〔平成 2 年 12 月 21 日  
認可〕

最新改正 2023 年 3 月 28 日

## 第 1 章 総則

敬和学園大学は、「神を敬い、人に仕える」という建学の精神に基づき、教育理念・目的を以下に定める。

### (目的)

第 1 条 本学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に従い、福音主義キリスト教の精神に基づく自由かつ敬けんな学風の中で真理を探求するとともに心の教育を実践し、国際的教養豊かな良心的人材を養成することを目的とする。

2 建学の精神に基づき、本学の教育理念・目的をミッション・ステートメント及びヴィジョンとして以下に定める。

#### (1) ミッション・ステートメント

敬和学園大学は、キリスト教精神に基づく自由かつ敬けんな学風の中でリベラル・アーツ教育を行い、グローバルな視点で考え、対話とコミュニケーションとボランティア精神を重んじ、隣人に仕える国際的教養人を育成する。

#### (2) ヴィジョン

隣人に仕え持続可能な社会を担う良識ある市民を育成し、地域社会と国際社会に貢献する。

3 建学の精神及び教育目的に基づき、3 学科の教育目的を以下に定める。

#### 英語文化コミュニケーション学科

グローバル化する世界や地域社会の状況を理解し、実践的な英語力をもって社会に貢献すると共に他者に対して開かれた人を育てる。

#### 国際文化学科

人類の歴史、文化、社会および情報メディアの専門教育を通して、グローバル化する社会の諸問題を認識し、問題に対応できる国際感覚と知性を涵養し、社会において他者を尊重しながら協働できる人を育てる。

#### 共生社会学科

地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するために、専門知識、コミュニケーション能力、高い倫理基準を備えた、実践力を有する人を育てる。

第 1 条の 2 本学は、教育研究の向上をはかり、前条の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。

2 前項の目的を達成するため、点検の項目、実施体制については、別に定める。

## 第 2 章 組織

### (学部、学科等)

第 2 条 本学の学部学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
人文学部	英語文化コミュニケーション学科	60 人	240 人
	国際文化学科	80 人	320 人
	共生社会学科	40 人	160 人
計		180 人	720 人

(図書館)

第3条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第4条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学長、学部長
  - (2) 英語文化コミュニケーション学科長、国際文化学科長、共生社会学科長、宗教部長、学生部長、教務部長、図書館長、人文社会科学研究所長、地域連携センター長、学生支援センター長、事務局長
  - (3) 教授、准教授、講師、助教、助手
  - (4) 事務職員、その他必要な教職員
- 2 学長は、校務を掌り、所属教職員を統督する。
- 3 学部長は、学部の教学計画及び学務を監督する。
- 4 学科長は、学科の教務と教学計画を掌理し、学科会議を主宰する。
- 5 宗教部長は、建学の精神に基づいて本学の礼拝、式典並びに教職員及び学生の宗教活動をつかさどる。
- 6 学生部長は、本学の学生の厚生補導に関する業務を統括する。
- 7 教務部長は、教務に関して学科間の調整を図り、学年暦、授業時間割、期末試験等の業務を掌理する。
- 8 図書館長は、図書館業務を統括する。
- 9 人文社会科学研究所長は、人文社会科学研究所業務を統括する。
- 10 地域連携センター長は、地域連携センター業務を統括する。
- 11 学生支援センター長は、学生支援センター業務を統括する。
- 12 事務局長は、本学の事務を掌理し、統括する。
- 13 教職員の組織、事務分掌その他必要な事項は別に定める。
- 14 学長に事故あるときは、理事長がその代理者を定める。

(副学長、学長補佐)

第5条 本学に学長の職務を補佐するため、副学長及び学長補佐をそれぞれ置くことができる。

2 副学長及び学長補佐に関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第6条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、専任の教授をもって組織する。
- 3 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。
- 4 教授会は、必要あるとき、准教授、専任講師その他の教職員を出席させることができる。

(教授会の審議事項)

第7条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行なうに当たり、意見を述べるものとする。

ただし、第3号、第5号および第7号の事項に関して、学長決定の後、理事会の承認を必要とする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取り扱いに関する事項

- (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 教員の人事に関する事項
  - (4) 教育課程に関する事項
  - (5) 学則その他重要な学内諸規則等に関する事項
  - (6) 学術研究に関する事項
  - (7) 教室、研究室、図書館その他教育研究施設に関する事項
  - (8) 学内の宗教活動に関する事項
  - (9) 前 8 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。
- 4 教授会の議事はこれを公開しない。

## 第 5 章 学年・学期及び休業日

(学年)

第 8 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 9 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 10 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 6 月の最終月曜日
- (4) 夏期休業 7 月 25 日から 9 月 20 日まで
- (5) 冬期休業 12 月 20 日から翌年 1 月 10 日まで
- (6) 春期休業 2 月 20 日から 3 月 31 日まで

2 学長は、必要がある場合、休業日若しくは休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第 6 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 11 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 12 条 学生は 8 年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修学生として認められた学生は、8 年を超えて 12 年まで在学することができる。

## 第 7 章 入学

(入学の時期)

第 13 条 入学の時期は、毎学年の始めとし、秋季入学の時期は後期の始めとする。また、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第 14 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学志願)

第 15 条 本学への入学志願者は、入学志願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに本学に提出しなければならない。

(選考)

第 16 条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続、入学許可)

第 17 条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書その他本学が必要とする書類と共に、入学会員及び所定の学費を添えて、所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

2 学長は、入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学、再入学)

第 18 条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、学年の始めで欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教育養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 他大学に 1 年以上在学し、一定の単位を修得した者
- (4) 大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- (5) 科目等履修生として一定の単位を修得した者

2 本学を退学した者で、退学後 3 年以内に同一の学科に再入学することを志願する者があるときは、選考のうえその学科の相当年次に再入学を許可することがある。

3 前項の規定により編入学又は再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び修業年限について、教授会の議を経て学長が決定する。

(保証人)

第 19 条 第 17 条第 1 項に規定する保証人は、満 25 歳以上の独立の生計をたてる者であつて、在学中にかかる一切の事項につき、その責を負うものとする。

2 本学において、保証人を不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

3 保証人が死亡し、又はその他の理由で第 1 項に定める責を負うことができなくなったときは、新たに保証人を定め、届け出なければならない。

## 第 8 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第 20 条 授業科目を分けて、共通基礎科目、共通専門科目及び学科専門科目とする。

(科目、単位)

第 21 条 授業科目及びその単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位の計算方法)

第 22 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、1 時間の授業に対して 2 時間の教室外学修を必要とするものとし、15 時間の講義をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技についてはすべて実験室、実習場等で行われるものとし、45 時間の実験又は実習をもって 1 単位とする。

(成績評価)

第 23 条 履修した授業科目の成績評価は試験、レポート等の課題提出状況、出席状況等により行う。(成績表示)

第 24 条 授業科目の試験の成績は A+、A、B、C 及び D の 5 段階をもって表示し、A+、A、B 及び C を合格とする。

(単位)

第 25 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学の授業科目履修)

第 26 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学等の授業科目を学生に履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、30 単位を限度として卒業要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 27 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数については、編入学等の場合を除き、教授会の議を経て、30 単位を限度として卒業要件となる単位として認めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 28 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 29 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第 39 条に定める卒業の要件を充足するほか、本学が教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に基づき設定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 本学において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類並びに前項の授業科目、単位及び履修方法等については、別に定める。

(社会福祉士国家試験受験資格及び児童厚生 2 級指導員資格の取得)

第 30 条 社会福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、第 39 条に定める卒業の要件を充足するほか、本学が社会福祉士および介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）及び社会福祉士および介護福祉士法施行規則（昭和 62 年省令第 49 号）に基づき設定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目、単位及び履修方法等については、別に定める。

3 児童厚生 2 級指導員の資格を取得しようとする者は、第 1 項の要件を充足するほか、本学が設定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

4 前項の授業科目、単位及び履修方法等については、別に定める。

第 9 章 休学、転学、留学、転科及び退学

(休学)

第 31 条 疾病その他の事由により、引き続き 2 箇月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、教授会の議を経て休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 32 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由のある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 33 条 休学期間に中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第 34 条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転科)

第 35 条 転科を志望する者があるときは、教授会の議を経て学長が許可することができる。

2 転科に関しての必要な事項は、別に定める。

(外国の大学等での履修)

第 36 条 外国の大学、教育機関等への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1 年を限度として第 11 条に規定する修業年限及び第 12 条に規定する在学年限に算入することができる。ただし、第 10 条に定める休業日を利用しての短期留学の場合は、この限りでない。

3 第 26 条の規定は、第 1 項の外国の大学等へ留学する場合に準用する。

#### (退学)

第 37 条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならぬ。

2 学長は、正当な理由がなく成績不良で成業の見込みがないと認められる者に対し、退学を勧告することがある。

3 前項の規定による退学の勧告に関し必要な事項は、別に定める。

#### (除籍)

第 38 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく所定の期日までに学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 12 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 32 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 病気等により死亡した者

### 第 10 章 卒業及び学位の授与

#### (卒業)

第 39 条 本学に 4 年以上（長期履修学生にあっては 5 年以上）在学し、必修科目、選択科目等合計 124 単位以上の卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。ただし卒業資格を認定された者が、経営状況の悪化等の理由により、就職の採用内定取消し等の対応を受けた場合は、願出により卒業を留保することができる。

2 卒業留保について必要な事項は別に定める。

#### (学位の授与)

第 40 条 卒業した者には、学士（文学）の学位を授与する。

### 第 11 章 賞罰

#### (表彰)

第 41 条 学生として本学の建学の精神にてらし表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

#### (懲戒)

第 42 条 学生として本学の建学の精神にもとり、諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学業に意欲を欠き、成績不良で成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

### 第 12 章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、長期履修学生及び外国人留学生

#### (科目等履修生)

第 43 条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を志

望する者がある場合は、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第 44 条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1 年とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、許可を得てその期間を更新することができる。

(特別聴講学生)

第 45 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(長期履修学生)

第 46 条 本学において、5 年以上在学し、学士（文学）の学位取得を志望する者がある場合は、長期履修学生として採用することができる。

(留学生)

第 47 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する規則)

第 48 条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、長期履修学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

## 第 13 章 検定料、入学金及び学費

(検定料、入学金及び学費)

第 49 条 検定料、入学金及び学費（授業料、施設設備費、在籍料）は、別表第 2 のとおりとする。ただし、再入学する者の入学金は、徴収しない。

2 編入学又は再入学した者の学費は、その者が編入学又は再入学したその年次の在学者にかかる額と同額とする。

(学費の納入)

第 50 条 学費は、年額の 2 分の 1 ずつ前期、後期 2 期に分け、本学が指定する期間内に納付しなければならない。

(休学者の学費)

第 51 条 休学した者の学費は、当該学期の休学在籍料を納付しなければならない。

2 ただし、休学が学期途中からであったときは、当該学期分の学費の全額を納付しなければならない。復学をしたときは、学費の全額を納付しなければならない。

(中途卒業者の学費)

第 52 条 学年の中途で卒業する見込みの者の学費については別に定める。

(中途退学者の学費)

第 53 条 学期の中途で退学した者は、当該学期分の学費を納付しなければならない。

(停学者の学費)

第 54 条 停学を命じられた者の当該学期分の学費は、全額徴収する。

(科目等履修生等の学費)

第 55 条 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の検定料、入学金及び学費については別に定める。

(既納の検定料、入学金及び学費の取扱い)

第 56 条 納付した検定料、入学金及び学費は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合に

は、納付した者の申出により、その各号において定める額を返還することができる。

- (1) 本学の入学試験のうち、一般入学試験（A 日程）、一般入学試験（B 日程）、大学入試センター試験利用入学試験及び外国人留学生入学試験に合格した者で、入学手続完了後に入学を辞退した者が所定の入学辞退通知書その他本学が必要とする書類を所定の期日までに提出した場合  
　　納付した学費相当額
- (2) 前号に定めるもののほか、外国人留学生入学試験に合格した者で、入学手続完了後に本学に入学するための入国ができなくなった場合　　納付した入学金及び学費相当額  
　　(学費の徴収猶予)

第 57 条 学費は、別に定めるところにより、徴収猶予がある。

　　(学費の減免)

第 58 条 学費は、別に定めるところにより、減免がある。

#### 第 14 章 生涯学習

　　(生涯学習)

第 59 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学にエクステンション・コースを開設することができる。

#### 第 15 章 学則の改正

　　(学則の改正)

第 60 条 この学則の改正に当たって、学長は教授会の意見を聴いた上で決定した後、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

この学則は文部科学大臣の認可の日（平成 2 年 12 月 21 日）から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日）

この学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日）

この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日）

この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 6 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 6 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1997 年 4 月 1 日）

この学則は 1997 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1994 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1998 年 4 月 1 日）

この学則は 1998 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1994 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1998 年 11 月 26 日）

この学則は 1998 年 11 月 26 日から施行する。ただし、1994 年度以前の入学生については、第 20

条別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1999年4月1日）

この学則は1999年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学生については、第20条別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1999年7月16日）

この学則は2000年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学生については、改正後の第20条別表第1、第21条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2000年3月30日）

この学則は2000年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学生については、改正後の第20条別表第1、第21条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2001年1月26日）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年9月20日）

この学則は、2001年9月20日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則（2002年3月22日）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学生については、第20条別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2003年1月30日）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学生については、第20条別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2003年3月27日）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学生については、第20条別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2004年3月25日）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2005年3月24日）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2006年3月23日）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2006年11月30日）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2007年3月29日）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2007年5月24日）

この学則は、2007年6月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2008年1月31日）

この学則は、2008年2月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2008年3月27日）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2009年3月26日）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前入学者については従前の例による。

附 則（2010年1月28日）

この学則は、2010年2月1日から施行する。

附 則（2010年3月25日）

この学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2010年11月25日）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2011年3月24日）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2012年3月22日）

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2013年3月29日）

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月28日）

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年11月27日）

この学則は、2015年4月1日から施行する。ただし、2014年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2016年3月24日）

この学則は、2016年4月1日から施行する。ただし、2015年度以前の入学生については、従前の例によるものとするが、第21条関係の別表第1の基礎数学1及び2並びにSPI対策1及び2の履修に関しては、2013年度入学生より適用する。

附 則（2017年3月23日）

この学則は2017年4月1日から施行する。

附 則（2018年3月27日）

この学則は2018年4月1日から施行する。ただし、2015年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2019年3月26日）

この学則は、2019年4月1日から施行する。ただし、2015年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2020年3月26日）

この学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2021年3月25日）

この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、児童・家庭福祉論及び児童厚生2級指導員養成課程は、2020年度入学生より適用する。

附 則（2021年7月29日）

この学則は、2021年7月29日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則（2022年3月29日）

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月28日）

この学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前入学生については、従前の例によるものとするが、第21条関係の別表第1の情報技術資格対策（Word2019）及び情報技術資格対策（Excel2019）の履修に関しては2019年度入学生より、ソーシャルワーク実習指導4の履修に関しては2021年度入学生より、教育の方法・技術とICTの活用の履修に関しては2022年度入学生より、それぞれ適用する。